

令和元年第2回（2019年第6回）

八街市農業委員会総会

令和元年6月4日

八街市農業委員会

令和元年第2回（2019年第6回）農業委員会総会

令和元年6月4日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 円城寺伸夫 | 5. 山本元一 | 9. 藤崎 忠 |
| 2. 貫井正美 | 6. 林 和弘 | 10. 石井とよ子 |
| 3. 中村勝行 | 7. 佐伯みつ子 | 11. 岩品要助 |
| 4. 長野猛志 | 8. 山本重文 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 1. 青木新一 | 7. 武田幸夫 | 13. 古市正繁 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 三須 浩 | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 井口泰友 | 9. 宮澤貞雄 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 16. 中嶋洋一郎 |
| 5. 内藤富夫 | 11. 小川正夫 | 17. 山本朝光 |
| 6. 西山善治 | 12. 實川彰一 | 18. 山本 健 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	齋藤康博
副主幹	宮内清志	主事補	西田愛恵
経済環境部農政課主任主事	円城寺秀幸		

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第4号 農用地利用配分計画（案）の承認について
議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認
について
議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について

5. その他

報告第1号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について

報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○梅澤事務局長

開会を宣す。（午後3時32分）

○岩品会長

令和元年第2回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員全員の出席をいただきましてありがとうございます。

最近、改革という言葉をちらほら聞くのでございますけれども、身近なところだとJAの自己改革、また、大企業の働き改革。

この間、4月の農業新聞でしたかね、農業にも働き改革という見出しがございました。詳しくはあまり書いていなかったんですけども、私がスマホでその農業の働き改革というものをちょっと調べましたら、外国人の実習生や何かを入れてもう少しゆとりのある農業をしたら、後継者や担い手も少し増えるんじゃないかなと、そんなようなことを農水省では考えているようでございます。

でも、私が思うには農業というのは生き物を飼っているのと同じですから、いろいろ最近厳しい気象条件のもと、幾ら実習生がいたとしてもなかなかゆとりのあるような仕事はできないんじゃないかなと思うところでございますけれども、その点について各委員の皆様はどのようにお考えでしょうかと、そんな話でございます。

さて、今月の案件は、農地法第3条、第5条、本体で6件、その他議案4件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名です。また、農地利用最適化推進委員の出席は18名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

○梅澤事務局長

会務報告をいたします。

5月10日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、山本元一委員、藤崎委員で実施いたしました。

5月20日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井班長、林委員、佐伯委員で実施いたしました。

5月21日火曜日、午後4時半より、印旛郡市農業委員会連合会総会が印旛合同庁舎で開催され、岩品会長にご出席いただきました。

5月29日水曜日、午後1時半より、調査委員会現地調査及び転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井班長、林委員、佐伯委員、推進委員の糸久委員、保谷委員で実施いたしました。

5月31日金曜日、午後1時半より、調査委員会の面接を市役所第1会議室で開催し、調査委員会調査班第2班、林委員、佐伯委員、岩品会長、推進委員の糸久委員、保谷委員で実施いたしました。

6月3日月曜日、午後1時半より、農地の利用関係の調整を滝台地区で実施いたしまして、農業委員の中村委員、推進委員の小川委員をお願いして実施いたしました。ありがとうございます。

ました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今回は、議席番号7番、佐伯委員、8番、山本重文委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書3ページをごらんください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、四木字東四木、地目、畑、面積912平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積7,506平方メートル。権利者事由、申請地を借り受けて耕作をしてきたが、農地の所有権を取得し引き続き農業に専念したい。義務者事由、農業経営の後継者がいないため売却したい。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第1号1番について、實川委員、調査報告をお願いします。

○實川委員

では議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

本申請につきましては、権利者、義務者間において、以前、農地法第3条の許可を受け使用貸借の設定されている申請地を、改めて所有権移転を行うための申請となります。

申請地について、位置は二州小学校より北へ約2.2キロメートルに位置しております。境界は石杭が2本打っております。現況は、落花生、トウモロコシ、ニンニクが栽培されており、進入路は市道に接しており確保されています。

農地所有適格法人としての要件についてでございますが、本件は株式会社で農産物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。また、農地所有適格法人報告書につきましては、本年2月に決算を行い、5月末までに提出予定となっております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター5台、耕運機4台、軽トラック2台、フォークリフト1台です。労働力は役員が2名で、年間農作業従事日数は、1名が150日以上であり、

技術力についても農業経験者を雇用していることから問題はなく、面積要件についても下限面積をクリアしております。現在の経営農地は全て適切に利用されていることを事務局で確認しております。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他の参考となる事項として、営農計画は落花生、ニンニク、大根を作付けする予定であり、通作距離は会社から申請地まで0キロメートル、軽トラックで約1分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また、農地所有適格法人の要件も満たしておりますが、境界が確定していないため継続審議とした方がよいと思います。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○山本重文委員

境界が確定していないために継続審査ということですか。そうすると、最初に境界杭が2本入っているという説明がありましたけど、それは正確な杭ではないということですか。

○梅澤事務局長

私の方から答弁させていただきます。

地元の委員の方から昨日ご相談がありまして、うちの職員2名で現地を立ち会いさせていただいて、現地で確認したんですけれども、確かに言われたとおり境界杭が2本ありました。若干離れているんですけれども、古い杭と新しい杭ということで、でも、うちもちょっとわからないのが、多分、古い杭も、以前、測量して打った杭だろうと。今回の杭も、当然、業者が入ってやっていると思うんですけれども、そういう中で打った杭だろうと。

それで委員の方からのお話もあったんですけれども、新しい杭については隣の、隣接者の方は同意した、そういうのが覚えがないということなので、どちらの杭を信用していいのかわからないと。ということで、前回は使用貸借ですから、さほど問題はないとは思いますが、今回の場合は所有権移転も絡みますし、その杭の位置によって面積も変わってくるんじゃないかということもありますので、現在、申請人の方、代理人の方を通しまして、そこら辺の経緯をちょっと確認しておりますので、先ほど委員とのお話の中でも、今日、結論はちょっと難しいのかなということで、継続ということで委員の方からもご提案させていただいたという、このような形になっておりますので、後ほど会長からも継続審議ということでお諮りいたしますので、ご了承のほどお願いしたいと思います。

○岩品会長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号1番については、担当委員の調査報告のとおり境界が未確定のため継続審議とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については継続審議とすることに決定します。

次に、議案第1号2番、3番については調査委員会案件です。

調査班第2班が担当したので、貫井班長から調査報告をお願いいたします。

○貫井委員

農地法第3条による許可申請、議案第1号2番及び3番につきましては、調査班第2班が担当いたしましたのでご報告申し上げます。

番号2、区分、賃貸借、所在、八街字笹引、地目、畑、面積2,479平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積は1万1,974平方メートル。権利者事由、農地所有適格法人として新規で農業経営を始めたい。義務者事由、高齢のため農業経営を廃止したい。

番号3、区分、賃貸借、所在、八街字笹引、地目、畑、面積2,791平方メートル。権利者事由、農地所有適格法人として新規で農業経営を始めたい。義務者事由、相続で農地を取得したが農業をしていないため、農地を貸し出したい。

この調査につきましては、5月29日午後、現地の調査をいたしました。調査委員は調査班第2班の私と林委員、佐伯委員、岩品会長、地区担当推進委員の保谷委員、糸久委員、事務局より太田主査、齋藤主査、山内主任主事で行い、5月31日午後、面接調査を行いました。調査委員は、私は農協の理事会があったため欠席いたしまして、林委員、佐伯委員と岩品会長、事務局からは齋藤主査、吉岡主事と権利者で行いました。

最初に、権利者が農地所有適格法人として農地法第2条第3項に規定する条件を満たしているか否かについて報告いたします。

会社の形態は株式会社で、株式譲渡制限についても定められております。事業目的は農業生産事業、農産物販売、農産物加工など農業及び農業に関する事業が確認でき、そのほかの事業は行わないとのことでございます。この法人の主たる事業は農業であると判断することができました。

次に、構成員及び業務執行の要件についてでございますが、2名が構成員かつ役員として年間農業従事数は150日を超えており、農作業従事日数も150日を超えております。

以上のことから、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条の申請について報告いたします。

農地所有適格法人化する理由について、本申請については新たに法人化するにあたり賃貸借権を設定いたしました。当該地を選んだ理由は、この会社のすぐ近くに農地があったからということでございます。農業経営の実施計画につきましては、自然農法販売、共同機構の業務も

あるが、別会社であるということでございます。主な農業機械等は、知り合いよりその都度機械を借りていると。今後は購入していくというようなことでございます。そういう機械に関しましては、すぐ近くに会社があるのでそこに置くということでございます。役員については、年間200日を農作業に従事し、農業の知識につきましては北海道の実家で農産物の作付けを行っていた経験があるということでございます。また、雇い人につきましては、今後、1人か2人を雇い、社員については年間200日を予定しているそうでございます。申請地の営農計画につきましては、この事務所から隣接して近いので、交通手段としては徒歩で行くということで、作付けについては、夏は落花生、冬は小麦、大麦、サツマイモ、通年として大豆と小麦、出荷先は大豆は広島の方に送り、オーガニックは東京の会社、広島の方に送るということでございます。

そのようなことから、申請面積につきましても合計面積1万4,765平方メートルでありますので、下限面積要件もクリアしており、周辺地域における農業上の効率かつ総合的な利用の確保についても支障ないと思われまます。

このような内容から農地所有適格法人として要件も全て満たしてあること、また、農地法第3条第2項の不許可基準に該当しないことから、本案件は問題ないと思われ、調査班2班は許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

○藤崎委員

新規の適格化法人なので、もしわかれば代表取締役の名前と、経緯がわかれば教えていただきたいんですけども。

○齋藤主査

名前につきましては、議案書3ページをごらんいただきたいと思います。経緯としては、もともと自然農法でオーガニックの販売をしていたんですけども、あわせて、そこでは流通の関係というんですかね、農作物を引き受けて販売する会社を行っていたんですけども、自分のところでも生産、農地を取得しまして、今回は貸し借りなんですけれども、貸し借りを行いまして、自分のところで別会社を作りまして作物の生産を行い、あわせて、やはり加工とかもやるんですけども、同じく似たような会社なんですけれども、生産も含めた会社を新たに立ち上げたということです。

○藤崎委員

わかりました。

ただ、その新しい法人を立ち上げたんですけど、ほかの法人も持っているということなんですか。それともその社員だったということですか。

○齋藤主査

そのもともとある会社と同じ代表です。

○藤崎委員

わかりました。

○岩品会長

ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

なければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号2番、3番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番、3番については許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内副主幹

議案書4ページをごらんください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積991平方メートルです。区分は売買です。転用目的は宅地分譲用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が宅地3区画の造成と販売をするものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されません。

番号2、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積547平方メートルのうち0.36平方メートルです。区分は売買です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地の継続申請です。転用事由は、引き続き農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るために継続の申請をするものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号1番について、青木委員、調査報告をお願いします。

○青木委員

議案第2号1番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より北東方向へ約1キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地を3区画の宅地分譲し、販売するとのことです。埋め立ては行わず、現況の敷地を整地して販売するとのことです。面積は991平方メートルであり、面

積は適正であると思われます。用水、汚水、雑排水の工事は行わず、雨水は敷地内で自然浸透し、周囲をブロック積みして囲い、雨水の流出を防止するとのことです。申請地には小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。また周辺農地への営農条件の支障もないものと思われます。防災計画については、子どもたちの登下校の時間帯に工事車両の出入りに注意するとのことです。資金については自己資金にて賄う計画となっております。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号2番について、武田委員、調査報告をお願いします。

○武田委員

では、議案第2号2番、農地法第5条の規定による許可申請について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街市役所から西に約3キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としては、良好な営農条件を備えた農地ですので、事務指針26ページ、②の㉓に該当するため、第1種農地と判断し、事務指針30ページ、②の㉔による例外と判断しました。区分は一時転用で、申請者の転用事由詳細は、農地の借受者が耕作を継続しながら営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというもので、3年前の平成28年7月8日付の許可を継続するものです。本案件は営農型太陽光発電事業の支柱部分の一時転用であり、耕作物は引き続きダイカンドラで、営農の実績についても認められます。現状はきれいに手入れがされており、耕作されながらの事業でありますので、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第2号2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第2号3番については調査委員会案件です。

調査班第2班が担当したので、貫井班長から調査報告をお願いします。

○貫井委員

農地法第5条による許可申請について、番号3を発表いたします。

この案件につきましては、5月29日午後に現地調査を行いまして、調査班第2班、私と林委員、佐伯委員、担当地区の推進委員の保谷委員、糸久委員、事務局より太田主査、齋藤主査、山内主任主事で行い、5月31日午後、面接調査を行いました。調査委員は、私は農協の理事会のため欠席いたしました。林委員、佐伯委員と岩品会長、事務局からは齋藤主査、吉岡主事、それと義務者側から代理人といたしまして設計コンサルタントの会社、また、この倉庫を建てます建築会社が出席して行いました。

権利者につきましてお聞きしましたので報告いたします。

主な業務内容は、しめ飾りやお盆用品などの製造販売だそうでございます。資本金は1千万円、年商は11億円、従業員数は52人だそうでございます。

申請地を選んだ理由につきましては、県道及び市道に隣接しており、大型車を含め車両の往来が容易であるとともに、平たんて十分な面積の確保ができたため、また、周辺農地に影響がないためだそうでございます。

先に言わなければならなかったんですけども、この場所は八街市西光明坊に6,004平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,230平方メートルでございます。場所は八街市役所から南東に約1.4キロメートルいったところにございまして、そこに倉庫と事務所を作るというようなことでございます。その倉庫を作るにあたりまして、造成計画につきましては切り盛りで現場内流用して土砂の搬出入はないということでございます。排水処理といたしましては、汚水、雑排水については公共下水道へ接続し、雨水については雨水貯留浸透施設で、抑制をし、オーバーフローをオリフィスで調整し、市道側側溝に放流するというようなことでございます。隣接地については、境界にはコンクリートブロック及びL字型で設置し、土砂の流出を防止するというようなことでございます。それとまた、土砂が流れるといけないので北側と東側にはアスファルト舗装にするというようにお話をしておりました。

この件につきまして、都市計画法との調整を条件に、第2班は許可相当で決定いたしました。以上で発表を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりまりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号3番について都市計画法との調整を条件に、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番については条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書5ページをごらんください。議案第3号、農用地利用集積計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和元年5月15日付で、八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字猿ヶ久保、地目、畑及び山林現況畑、面積1,266平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積5,149平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号2、所在、八街字西木土、地目、畑、面積1万2,172平方メートルのうち9,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

番号3、所在、八街字呉舞台、地目、畑、面積2,846平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,317平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

番号4、所在、八街字南佐倉道、地目、畑、面積1,927平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,082平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は1年、再設定です。

番号5、所在、八街字南佐倉道、地目、畑、面積4,178平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は1年、再設定です。

番号6、所在、八街字松島、地目、畑、面積2,905平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6,656平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号7、所在、砂字瀬田入、地目、畑、面積5,239平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

番号8、所在、大谷流字中兵、地目、畑、面積1,871平方メートルのうち1,350平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は1年、新規です。

番号9、所在、八街字実生松、地目、畑、面積9,457平方メートルのうち8,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号10、所在、東吉田字迎ヒ及び小山向、地目、畑、面積1,342平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万2,024平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号11、所在、東吉田字迎ヒ、地目、田、面積1,685平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から11までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○藤崎委員

確認なんですけれど、2番目と3番目の番号の権利者の名前が、これはあっているかどうか確認をお願いします。

○岩品会長

新しい字じゃないかと思うんだけど、俺もなんかちょっと気になったんだけど。

○齋藤主査

失礼しました。訂正をお願いします。

○藤崎委員

了解しました。

○齋藤主査

失礼しました。

○岩品会長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号について承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第3号については承認することに決定します。

次に、議案第4号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書8ページをごらんください。議案第4号、農用地利用配分計画(案)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和元年5月15日付で、八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により農用地利用配分計画(案)の意見を求められております。

番号1、所在、八街字実生松、地目、畑、面積9,457平方メートルのうち8,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和6年6月10日まで、新規でございます。

番号2、所在、東吉田字迎ヒ及び小山向、地目、畑、面積1,342平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1万3,709平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和6年6月10日まで、新規でございます。

ただいまご説明いたしました番号1、番号2につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○長野委員

ちょっと気になったのですが、番号2の方なのですが、借地料が1筆ごとに書いてあります。これは何か理由があるんですか。

○齋藤主査

特段、すみません、金額に関する理由については確認してはいないんですけども。

お互いで農地を確認して決めているものでして、その農地の状況によってお互いで決めているものなので、事務局の方では、申し訳ないんですけども、金額の根拠というのは申し訳ないですけど、お答えが難しいということをお願いしたいと思います。

○小川委員

中間管理機構が入った場合は、貸し借りの賃借料というのは平方メートル幾らが適当か情報提供はないのですか。

○梅澤事務局長

一般的には、やっぱり相対で決めた金額です。

○小川委員

それにしても随分細かい。また、農地中間管理機構に貸付した際の助成金はどのくらいですか。

○梅澤事務局長

休憩中に確認してみます。

○岩品会長

ほかに何かありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号について承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号については承認することに決定します。

会議室中ではございますが、ここで10分間の休憩をします。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時28分

○岩品会長

それでは会議を再開します。

○梅澤事務局長

先ほど休憩前でございますが、議案第4号の農地利用配分計画（案）の2番で、1筆ごとに端数の賃料が発生しているということでご質問でございますが、農政課の方に確認いたしましたところ、できるだけ、基本的には解約とかそういうのがございますので、そういう面も想定するので、1筆ごとに賃借料の方を設定するというような方針だそうでございます。

また、金額なんですけれども、かなり端数が出ておりますが、若干端数が出るんですけど、基本的には1反歩8,000円を今回のこの方については目安に設定しているということでございますので、先ほど計算機で計算してみましたら大体8,000円ぐらいで1反歩計算しますと、やはり借地料がこういう形になるということでございます。

私の方からは以上でございます。

○農政課円城寺主任主事

農政課から、ご質問があった件についてお答えいたします。

農地中間管理機構に畑を貸し付けた際の助成金ということで、機構集積協力金というものがございまして。

昨年度ですと、八街市の場合は2筆以上連担した畑を貸し出した場合に支払われる耕作者集積協力金、また、全ての農地を1世帯貸し出した場合に経営転換協力金の2種類が支払われておりました。

令和元年度におきましては、そのうちの経営転換協力金のみが対象となっております。こちらは10アール未満を残した1世帯の全農地を貸し付けた場合に1反歩あたり1.5万円、上限が50万円として交付されるものでございます。

説明については以上になります。

○岩品会長

今の説明について何かありますか。

○小川委員

枠が狭まったという情報が私の耳に入ったもので、それで質問をさせていただいたわけですが、ということ、自家用野菜畑の作る面積を1反歩以内ということで、ほかの畑を全部貸し付けなければ助成金はおりませんよということで理解してよろしいですか。

○農政課円城寺主任主事

さようでございます。1世帯なので、例えば旦那様が持っている畑、奥様が持っている畑、全てを貸し出した場合に対象となりますので、その点ご注意ください。

○小川委員

わかりました。

○岩品会長

ほかにありますか。

○林委員

この経営転換協力金というのは、どこの部門というか部署から出ているお金ですか。

○農政課円城寺主任主事

こちらは千葉県農地農村振興課の方から出されている協力金になります。窓口は、農政課を通して交付されることとなっております。

○岩品会長

それでは、議案第5号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認及び議案第6号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてを一括議題とします。

事務所、説明願います。

○齋藤主査

議案書9ページ、議案第5号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認及び、議案書10ページ、議案第6号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてご説明いたします。

2件の議案は関連しておりますので一括でご説明いたします。

お手元の資料1、資料2と書かれた別冊の資料をご用意ください。

農業委員会の事務の情報公開につきましては、従来から審議の透明性を図るということから総会の議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならないとされてきたほか、農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公表していたところでございます。

現在の農業委員会法では、法令により農業委員会に定められた事務が見直され、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等に、毎年度6月30日までに公表することが新たに法律化されました。

それでは、お手元の別冊資料1をごらんいただきたいと思います。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）ということで、各項目に基づきまして、平成31年3月31日現在でその実績と状況を記してございます。

まず1ページ目は、農業委員会の状況といたしまして農地の面積や農家数、農業委員会の体制について記載しております。農業の概要について、1番上の表、私たちが管理している農地台帳面積で、平成31年3月31日現在では、田が155ヘクタール、畑が3,166ヘクタールで合計3,321ヘクタールとなっております。

その下の表、農家戸数は1,386件、農業者の数が2,485人という統計となっております。これが基本となり、それぞれの数値を反映することとなりますが、時間の都合上、細かい数値は割愛させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。

実績といたしましては、まず1ページの農業委員会の状況ということでまとめてございます。

続きまして2ページをごらんください。こちらは担い手への農業の利用集積集積化といたしまして、利用集積の現状と課題、平成30年度の目標とその実績、そして活動内容について記載してあります。特に注意すべき点としては、2番目の平成30年度の目標及び実績ですが、集積目標は平成26年度より年間8.2ヘクタールを目標として上げておりました。2番の集積実績については、平成31年3月31日現在で集積している累計として163.6ヘクタール

ル、平成30年度中の新規実績は62ヘクタールとなっております。達成状況の計算については、②÷①×100ということで、累計に対し目標で割り返しておりますので、達成状況は1,195.12パーセントとなっております。

続きまして3ページをお願いいたします。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進といたしまして、新規就農状況と課題、平成30年度の目標と実績、活動内容について記載いたしました。現状及び課題では、平成30年度、新規参入者は14件ございまして、面積は16.7ヘクタールが新たに新規の新加入者数ということになっております。

続きまして4ページをお願いいたします。こちらは遊休農地に関する措置に関する評価になります。ここでは市内の農地の現状と遊休農地に対する平成30年度の目標と実績、その達成に向けた活動について記載しております。

5ページをお願いいたします。こちらは、違反転用への適正な対応といたしまして、違反転用の現状と課題、これに対する平成30年度の目標と実績、解消に向けた活動について記載してました。

2の平成30年度の実績について、年度当初から年度末に対して違反がどのくらいあり、どのくらい減ったのかということで、単年度ベース、これは0ヘクタールとなっておりますが、違反に対しまして即時対応しておりますので、繰越案件がなく年度中に解決しているため0という記載しております。過去の案件につきましては昨年と比べ多少減少しておりますが、まだ残っており、今後これらをどのように解消していくかが課題となります。

続きまして6ページ、農地法によるその権限に属された事務に関する点検ということです。こちらは農地法第3条に基づく許可事務と農地転用に関する事務について記載しております。こちらは申請から許可、または意見をして知事への送付までの事務期間を示しております。

次に7ページ、農地所有適格法人からの報告状況について記載しております。管内の農地所有適格法人は20法人あり、そのうち13法人より報告書が提出されております。7法人については、昨年度、八街市において新たに権利を取得したものであり、今年度報告を行うこととなります。

次に8ページをお願いいたします。地域の農業者等からの主な要望、意見及び対処内容については特にございませんでした。

次に事務の実施状況、公表等については従来と同じように市のホームページで公表している旨を記載しております。こちらは平成30年度の実績でございます。

続きまして別冊の資料2をごらんください。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画といたしまして、記載の内容については先ほどご説明いたしました活動実績などをもとに、令和元年度の目標について作成しております。

1ページですが、農業委員会の状況といたしまして、資料1と同様に平成31年3月31日現在のものを記載しております。

次に2ページ、担い手への農地利用集積を集約化といたしまして、集積面積の目標値を、また新たに農業経営を営もうとする者の参入促進に向けた計画を記載しております。予定地です

が、根拠といたしまして前年度と同様の集積面積の5パーセント程度の伸び率といたしました。

最後に3ページをお願いいたします。遊休農地に関する措置、1現状及び課題、2今年度の目標及び活動計画をそれぞれ記載しております。これは毎年遊休農地の解消を含め実施している利用状況調査を、昨年同様、推進委員の協力のもとお願いすることとなります。調査人数につきましては農業委員及び農地利用最適化推進委員29人、事務局で担当4人、計33人となっております。調査時期といたしましては、事務局が遊休農地や耕作放棄地等を確認後、現地調査とあわせまして6月から9月ぐらいに行い、調査結果の取りまとめを10月から11月ぐらいに行い、12月に委員を通して地権者に意向確認をしていただく予定となっております。

違反転用への適正な対応については、昨年同様、他の関係機関と情報を密にし、違反転用につきましては即時に対応する体制を引き続き行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号及び議案第6号について、承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号、議案第6号は承認することに決定します。

次に、報告第1号、第2号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内副主幹

議案書11ページをごらんください。まず、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字松ヶ丘地先、地目、畑、面積6,409平方メートルのうち189.27平方メートルです。転用目的は農業用倉庫兼作業小屋用地です。事業内容としましては、農業用倉庫兼作業小屋として使用するものです。

続きまして、報告第2号、齋藤主査をお願いします。

○齋藤主査

報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野、地目、宅地現況畑及び畑、面積730.57平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万6,110.57平方メートル。合意の成立日、平成31年4月15日、土地引渡時期、令和元年5月1日です。

以上でございます。

○岩品会長

ただいまの報告第1号、第2号については報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了いたしますが、何かご質問等がございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題の審議は全て終了いたしました。

事務局にお返しします。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時45分)

議事録署名人

議 長

7 番

8 番